

「女性視点の防災ブック」編集・検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 都民の災害への備えを促す「女性視点の防災ブック」(以下、「防災ブック」という。)を作成するに当たり、より読みやすい冊子を作成することを目的として、「女性視点の防災ブック」編集・検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、防災ブックに係る次の事項について検討し、助言するものとする。

- (1) 冊子の構成や掲載内容等に関する事。
- (2) 配布方法に関する事。
- (3) 広報展開に関する事。
- (4) その他、防災ブックの活用方法等に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる専門的知識を有する者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときには、第1項に定める委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(召集)

第5条 委員会は、委員長の命を受け、総務局総合防災部長が召集する。

(会議及び会議資料の取扱い)

第6条 委員会に係る会議は第一回目のみ公開とし、知的財産権保護の観点から、第二回目以降の会議及び全ての会議資料は、事務局が定める日まで非公開とする。

(知的財産権)

第7条 防災ブックの著作権は、東京都に帰属する。

- 2 前項の目的を達するため、委員は、委員が当要綱施行以前から有していた著作物を除き、完成した防災ブックの全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を都に無償で譲渡し、また、著作者人格権(著作権法第2章第3節第2款に規程する権利)を行使しないものとする。

3 委員は、自ら防災ブックに関連する商標を東京都に協議なく出願・登録してはならない。委員が関与する法人その他の関係者をして、出願・登録させることも同様とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務は、総務局総合防災部防災管理課において処理する。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

「女性視点の防災ブック」編集・検討委員会 委員一覧

氏名	現職
五十嵐 ゆかり	聖路加国際大学 大学院看護学研究科 准教授
池上 三喜子	公益財団法人 市民防災研究所 理事
国崎 信江	株式会社 危機管理教育研究所 代表
田中 美咲	一般社団法人 防災ガール 代表理事
富川 万美	特定非営利活動法人 ママプラグ 代表
中島 千恵	株式会社 マガジンハウス an・an 編集部